

議案第60号

福岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、公衆浴場における水質基準等に関する指針等の一部改正に鑑み、公衆浴場の営業者が講ずべき措置の基準を改める等の必要があるによる。

福岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

福岡市公衆浴場法施行条例（平成24年福岡市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「又は」を「及び」に改め、「水（）」の次に「いずれも」を加える。

第4条第1項第13号に次のただし書を加える。

ただし、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

第4条第1項第16号中「屋内の浴槽水に」を削る。

第5条第1項第7号中「感染性の疾病」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により就業が制限される感染症」に改め、同項第8号ア(エ)及びオ(イ)を次のように改める。

(エ) 全有機炭素の量は1リットル中3ミリグラム以下であること、又は過マンガン酸カリウム消費量は1リットル中10ミリグラム以下であること。

(オ) 大腸菌は、検出されないこと。

第5条第1項第8号イ(イ)を次のように改める。

(イ) 全有機炭素の量は1リットル中8ミリグラム以下であること、又は過マンガン酸カリウム消費量は1リットル中25ミリグラム以下であること。

第5条第1項第9号中「浴槽水は」を「浴槽は」に、「換水をする」を「換水し、清掃する」に改め、同項第12号中「適切な位置」を「浴槽水がろ過器内に入る直前」に、「0.2ミリグラム」を「0.4ミリグラム」に、「を保つ」を「又は3ミリグラム以上のモノクロラミン濃

度を常に保つ」に改める。

第5条第1項第16号中「浴槽水を回収するための槽（以下「回収槽」という。）内の」を「浴槽から溢れた」に改め、同号ただし書中「回収槽内を」を「当該湯水を循環させるための配管及び回収するための槽内を」に、「回収槽内の」を「当該」に改め、同項第18号中「ほこり等」を「土ほこり」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福岡市公衆浴場法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第1項第16号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可の申請に係る公衆浴場について適用し、施行日前に行われた同項の許可の申請に係る公衆浴場については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に改築し、又は大規模の修繕をする公衆浴場については、改正後の条例第5条第1項第16号の規定を適用する。